

令和4年度 第2回豊田市障がい者計画推進懇話会意見・質問

1 懇話

(1) 豊田市成年後見制度利用促進計画の中間見直しについて

意見と回答

「重点取組2 多職種と連携した意思決定支援の普及」

(委員) 自分自身の障がいについて理解できない程の重度の知的障がいの場合、本人の意思決定はどのようにくみ取るのか。

(事務局) 重度心身障がい者の意思決定が難しいことは認識している。支援者や行政では、本人について分からないことが多い。本人と距離の近い立場の家族などから、気づきやこれまでの対応について教えていただき、本人の意思のくみ取りや支援に繋がりたいと考えている。今後も、関係団体へ声掛けをしながら進め方などを検討する予定。

「重点取組3 とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民権利擁護支援活動を支える仕組みづくり」

(委員) 市民が後見人になるための養成研修があり、すごく大変な研修と聞いている。具体的にどのような研修内容か。

(事務局) 日数の多い研修になるため、今年度見直しを検討、調整している。研修時間を大幅に減らすことは難しいが、今まで1年間で学習していたものを2年構成とし、1年目に座学、2年目に実務を学習することを検討している。今後も、参加者や活動者等の意見を聞きながら随時見直しを検討したい。

(委員) 市が実施した後見人養成研修の普及活動について教えてほしい。

(事務局) 養成研修は令和元年度から開始しており、広報とよたへの掲載や交流館等にパンフレットの設置を行った。その結果、研修後に後見人の候補者として40名の方が登録している。ただし、受講者が減少傾向であるため、今年度は講座の見直しや、豊田市社会福祉協議会内成年後見支援センターのInstagramやHPの立ち上げなどを行い、SNSを活用し若い人達向けへの周知もする予定。

«その他»

(委 員) 成年後見制度利用するには費用がかかる。年金で生活を送っている障がい者にとって非常に厳しい。費用について教えてほしい。

(事務局) 成年後見制度の利用時や、弁護士、司法書士や社会福祉士などの後見人がついた場合は報償費の支払いが生じる可能性が高い。低所得者の場合、豊田市に助成事業がある。ただし、予算もあるため、希望のすべてをカバーできるか分からない。可能な限り使いやすい制度になるよう努めたいと思う。また、助成制度について知らない方も多いため、HP等を活用しながら周知する。

(委 員) 助成事業があることが知れて心強く感じた。

(委 員) 現在は親である自分達が動くことができるため福祉センターなどに行ける。親が亡くなった後、当事者だけでは動くことが難しい。区長や民生委員などが基本的な制度を把握し、地域の中で支援できる体制になっているのか。

(事務局) 制度内容が複雑なため、区長や民生委員などに対しては、まず、相談支援事業所や豊田市社会福祉協議会に地域の障がい者の方を繋げてもらうように案内している。また、繋がった先で支援ができるよう相談支援事業所等に対して成年後見制度等についての周知をしている。

(委 員) 市が実施した成年後見制度の啓発について教えてほしい。

(事務局) コロナ以前は、民生委員や市内活動団体、特別支援学校の保護者の会などの集まりに参加し啓発していた。また、制度について分かりにくい内容も多いため、以前まであったパンフレットを見直し、手に取りやすい「わかりやすい版」を当事者と協力して作成した。コロナ禍に完成となったため、パンフレットを活用した周知は減ってしまった。今後は、市内活動団体とコラボもしながら啓発をしたいと考えている。

(委 員) 成年後見制度について実際に社会福祉協議会等へ相談に行き、詳しい説明を聞いた後、「この制度は使いたくない」という意見をよく聞く。今後の事を不安に思いながらも制度を使わず時間だけが過ぎてしまっているケースがある。国では、遺産相続に関する手続き時や契約時などに使用できるなど、制

度の一部分だけ活用できるような見直しがされていると聞いた。豊田市では今後どのように対応していくのか。

(事務局) 令和4年3月に制度の見直しについて、国から方針が出た。主な見直し内容は、場面、場面によって活用できる制度にすることが検討されている。国の見直しも5年間の計画の中での見直しとなるため、国から情報提供があった際には、今後の方針等の案内及び環境整備をしたいと考えている。

(2) 第5次豊田市障がい者ライフサポートプランに係る実態調査結果について

意見と回答

《成果指標 障がい福祉の関心度の向上について》

(委員) 学校教育での障がい理解のための教育の推進が必要との回答が多く、それに対して引継ぎ小学校等における障がい理解のための授業(福祉実践教室)を実施することだが、現在はどのくらい実施しているのか。

(事務局) 福祉実践教室の実施主体は豊田市社会福祉協議会であり、ライフサポートプランの計画期間の実績では、令和3年度は開催校数40校、開催回数87回であった。なお、令和2年度は開催校数32校、開催回数57回である。コロナ禍以前の平成30年度は67校、144回であり、コロナ禍においてやや減少したが、全体としては増えつつあるため、今後も増加は見込める。また、実践教室以外にも、相互理解と意思疎通に関する条例の理解啓発の授業を、昨年度は浄水小学校、今年度は浄水小学校と上鷹見小学校に行っている。

(委員) 福祉実践教室も、条例の理解啓発の授業も学校側が希望しないと実施はできないのか。

(事務局) 条例の理解啓発は、教育委員会や学校に対して講座のPRを行っているが、授業のカリキュラムもあるため、希望のある学校に対して実施している。

(委員) 福祉実践教室に精神に関する内容の依頼を受けたことがない。

(事務局) 実践教室の所管が豊田市社会福祉協議会のため、精神に関する内容を実施しているか分からない。把握している限りでは、手話や点字、車椅子体験について実施している。

(委員) 精神についてもそういった場があると嬉しい。その場合は協力したいと思っている。

(3) 心のバリアフリー推進講座の実績等について

意見と回答

(委員) オンライン実施の場合、カメラをオフにされてしまうと受講者の反応や表情が分かりにくい。受講者へ、カメラのオンについて協力を依頼してほしい。また、講座を録画し、後日欠席者に対して講座を実施したいなど、録画を希望された場合はどのように対応するのか。

(事務局) 受講者にカメラのオンについて協力をするよう、申請時や実施時に案内する。講座の録画については、障がい福祉課で実施している研修等は、個人的な内容について触れることもよくあるため、原則、録画・録音を禁止で実施している。そのため、当講座も録画・録音は禁止する方針である。なお、欠席者に対しては、研修資料を配布するなどに対応する。

(委員) 通訳者が自宅でオンライン環境が準備できない場合、講師同様に市役所で通訳の実施は可能か。

(事務局) 通訳者も講師同様に市役所での実施は可能。依頼時にオンライン対応について相談し、講師及び通訳者の希望に合わせて準備をする。

(委員) 内容によっては、オンラインを希望していても対面で実施をしたい場合がある。

(事務局) コロナ禍で受講数が減少したことを受け、講座を受けてもらいやすくするため、対面以外の方法で実施でき、かつ参加しやすいオンライン化を検討した。ただし、オンライン実施は可能な範囲でとし、基本は対面での実施を想定している。受講者がオンラインを希望した場合も、講座内容を講師と調整し実施方法を決める。なお、講師と調整の結果、対面実施となる場合は、受講者へその旨連絡し、対面で実施できるか確認等調整をする。

(委員) 申込みチラシについて、対面実施を基本としているのであれば、実施方法を選択させるような表記ではなく、「オンラインでも実施ができます」などの案内でも良いと思う。

(事務局) 表記について検討し修正する。

(4) その他 (報告事項)

意見と回答

≪医療機関版コミュニケーション支援ボードについて≫

(委員) 持っているものの確認について、①「障がい者手帳」の色について、豊田市が交付している手帳が緑色のため、緑色の方が馴染み深い。②「医療費受給者証」は「保険証」と一緒に提示することが多い。保険証の隣に表記する方が伝わりやすい。

連絡先の確認について、電話とFAXだけでなく、メールアドレスも確認できるように表記してほしい。

(事務局) 承知した。

≪相互理解と意思疎通に関する条例関連 市民・事業者向けガイドラインの作成について≫

(委員) ポイント8の「外国人に届きやすい方法で」と記載があるが、「難聴者」も当てはまるため「難聴者」も含む表記をしてほしい。

(事務局) 承知した。